

○射水市建設工事、委託業務及び物品購入の入札に係る予定価格の公表に関する要領

平成27年6月18日

告示第109号

(趣旨)

第1条 この要領は、射水市が発注する建設工事、委託業務及び物品購入に係る入札・契約  
手続の透明性の向上及び公正な競争の促進を図るため、予定価格の公表に関し必要な事項  
を定めるものとする。

(建設工事の予定価格の公表時期)

第2条 設計額が200万円を超える建設工事で、一般競争入札又は指名競争入札の方法によ  
り行うものの予定価格は、入札執行前に公表するものとする。

(建設工事の予定価格の公表方法)

第3条 前条に規定する建設工事の予定価格の公表は、射水市公共工事一般競争入札実施要  
領(平成19年射水市告示第76号)第5条第2項に規定する公告の方法により行うものとする。

(委託業務の予定価格の公表時期)

第4条 設計額が100万円を超える委託業務で、指名競争入札の方法により行うものの予定  
価格は、入札執行前に公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、設計額が200万円以上の測量、建築コンサルタント、土木コ  
ンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントに係る委託業務の予定価格は、入札結果  
の公表時に行うものとする。

(委託業務の予定価格の公表方法)

第5条 前条第1項に規定する委託業務の予定価格の公表については、第3条の規定を準用す  
る。

(物品購入の予定価格の公表)

第6条 物品購入で、指名競争入札の方法により行うものの予定価格は、公表しないものと  
する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、予定価格の公表に関し必要な事項は、市長が別に定  
める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和7年5月8日告示第345号)

この告示は、公表の日から施行する。